

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表八(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1					
	本たる所 又事在 は務主所	国 名 又 は 地 域 名	2				
		所 在 地	3				
	主 たる 事 業	4					
	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	5	%	%	%	%	
	発 行 済 株 式 等 の 通 算 保 有 割 合	6	%	%	%	%	
益 金 不 算 入 等 の 計 算 額	支 払 義 務 確 定 日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	支 払 義 務 確 定 日 まで の 保 有 期 間	8					
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額	9	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円	
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	益等 金の額 不算入 の計算 対象と ならない 損金算 入配当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	損当 金等 算の 入額 対 応 計 算 上 損 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額	(9)の元本である株式又は出資の総数 又は総額につき外国子会社により 支払われた剰余金の配当等の額	13	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
	損金 算入 対 応 受 取 配 当	(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
		損金算入対応受取配当等の額 (9) × $\frac{(14)}{(13)}$	15	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
		益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9) 又は (15)	16	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
		(16)に対応する外国源泉税等の額 (10)又は $(10) \times \frac{(14)}{(13)}$	17	( ) 円	( ) 円	( ) 円	( ) 円
		剰余金の配当等の額に係る費用相当額 (9) - (16) × 5%	18				
		法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)	19				
		措置法第66条の8第2項又は第8項の規定に より益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	20				
		(16)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規 定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	21				
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)	22					
	法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外 国 源 泉 税 等 の 額 (10) - (17)	23					
	(23)のうち措置法第66条の8第14項の規定に より損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	24					
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)	25					
	益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 (22)欄の合計	26				円	
	損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 (25)欄の合計	27					